

密かに進行する もうひとつの司法改革

そのときあなたはどちら側にいますか

《堀江メール問題》

民主党永田寿康議員が取り上げた堀江メール問題は、メールの真贋論争がその発端だった。

メーラー（メールを送受信するためのソフト）のバージョンが堀江氏の使用しているものと違っているとか（メーラーの種類自体は同じものだったようである）、ヘッダー（送受信関係データの記載部分）の墨塗りなどが取り沙汰されたが、そもそもメールの仕組みやヘッダー表示がどのように決まるのか（送信者側の設定で決まるのか受信者側の設定で決まるのか）などの基本的な無理解が、そのまま落とし穴への落下に直結したようである。

メールなどは、まずもって偽造を疑うことは法律家としては常識であるが、堀江メール問題の議論を見ていると、議員らの無理解のあまりのお粗末さには驚くばかりである。

実は、もう何年も前のことであるが、私の担当した事件で、相手方代理人（ちなみに東京の先生であるが）からメールのコピーが提出された。当時、私の依頼者が事件関係者との間でどのような話をしてきたのかを立証するため、との立証趣旨が記載されていた。しかし、そのコピーにはなぜかヘッダー部分がなく、いきなり《中身》だけが提出された。質すと、印刷したらこれしか印刷されないなどと言う。さすがにメールの体をなしていないとして（これではいつ誰が誰に送ったものなのか自体が、全く不明に帰する）、メーラーの種類の開示、メール本文のハードコピー（画面上の表示をそのまま印刷する機能）の提出と電子データであるメール自体の提出を求めたところ、その後、間違えて消してしまったとかの弁解がなされた挙げ句、何となく、うやむや（提出撤回）になってしまった。

このようなことは、訴訟の現場では、すでに多くの弁護士が経験されているところと思われる。

革命というかどうかは別として、ITを巡る、あるいはITによって、社会状況が大きく変わってしまった現状を見るとき、もはや誰もこれを無視し、別の世界の出来事として逃げるのが出来ない。それは社会現象や人間の社会活動を対象とする法律

家にとってはなおさらのことである。

《業革シンポ》

2003年（鹿児島）と2005年（金沢、隔年開催）、2回にわたって日弁連業務改革シンポジウムの実行委員を務めた。いずれもIT分科会の担当である。日弁連公設事務所法律相談センターから、「テレビ電話法律相談」関係担当ということで、シンポ委員会に派遣されたためだった。

自分は、派遣目的のとおりテレビ電話を使った隔地者間の法律相談が担当だったが（2度目は行きがかり上、接見・当番弁護士へのテレビ電話導入問題まで担当することになったが）、実は、担当以外のIT分野での変化の大きさに目を見張った。

例えば、韓国では、裁判所のホームページで、各事件の弁論などの進行状況を具体的に知ることが出来る。期日に、どちらがどのような書面や主張を提出し、どのような証拠を提出したのかなどが、世界中から居ながらにして分かるので、サボればすぐにばれてしまう。裁判の公開がドラスティックに進んでいるのである。

シンガポールでは、準備書面はもとより、書証まで電子化して裁判所に提出することになっているそうである。弁護士は、六法以前に、まずコンピュータを操れないと何も出来そうもない。

もちろんIT先進国アメリカなどでも、訴訟手続へのIT技術導入について、驚くほどの変革が取り入れられようとしている。クラスアクションなどの集団訴訟制度を持っているアメリカでは、訴訟書類の整理簡素化は悲願であり、IT導入はこれに正面から応えるものなのである。そのため、集団訴訟の整理を契機として、訴訟手続全体が、コンピュータを前提とし、インターネットが当然という環境を前提に作り替えられようとしているのである。

日本でも、政府が電子政府・電子自治体を唱え、最高裁判所はこれに対応する形でe-裁判所構想をぶち上げている。

日本での変革の方向は未だに具体化していないが、最高裁判所の調査団が各国に派遣されるなど、先行するIT先進国を手本とした改革が今後、段階を追って実行に移されていくことは間違いないようである。

《ロースクールでの教育》

現在の弁護士でロースクール出身者はいないが、まもなくロースクール出身法曹が誕生する。

彼らがどんなIT教育を受けてくるのかはあまり知られていないが、実はロースクールではどこでもIT教育に力を割いている。法曹にとってITは必須のスキルであるとして、教育内容の重要ポイントの1つに加えているのである。それもロースク

ル間で競っている状態で、各ロースクールではさまざまな工夫が取り入れられているようである。

まず法令検索、判例検索はもとより、事実関係調査のためのデータの収集手法について、総合的な教育が行われている。検索ソフトの紹介などのレベルでなく、一定の目的に従ってどのような法令・判例を、どのようなソフトを使用して、どのような検索方法で収集すべきかを実践的に学ばせる。これまで、勘と経験だけで検索ソフトを使ってきた立場からは、その授業を受けてみたいような誘惑にも駆られる。

その他、インターネットを経由して、居ながらにして路線価を調査する、商業登記簿謄本や不動産登記簿謄本を取る、会社の財務諸表や概要データを取る、住宅地図を取る、各種行政データを取るなどの実践教育、居ながらにして内容証明（電子内容証明）を送信したり、ファックスで送られるデータをファックス機でなくパソコン用アドレス宛に送ってもらったり（いきなり出先のノートパソコンで受信したり、編集等が可能となる）、パソコンから相手方ファックスに送信したりする。実際には、更にさまざまなインターネット活用法が語られているようである。これらを、法律家としての事件処理のための当然のスキルとして学んでいるのである。

更に、コンピュータのごく一般的な使用法として、顧客管理・事件管理などのデータベースの活用法や、事務所経理など弁護士用ソフトなどについても指導される。

これらは、法律家としてのたしなみのようなものとして伝授されるが、実は、このような将来のためのIT教育の他に、ロースクールの教育手段としてもITが導入されている。

すなわち、教員からの指示などはメーリングリストを使って学生に配信する。レポートの提出もメールとし、これに対する添削結果などもメールで返信される。教官が出す課題やそのための資料がインターネットの掲示板に掲載され、掲載の旨のアナウンスがメーリングリストに流され、学生は掲示板を見るためにコンピュータを立ち上げる。等々。IT教育を進めるために、教育手段としてもITが導入されているのである。

他方、このようなIT化には、当然、リスクがつきまとう。情報の漏洩や改竄、破壊、捏造などの犯罪の危険に我々は常に晒されている。これらに対する理解を深めるために、文書の同一性をどのように守り、確認できるようにするのか（電子認証、電子署名）など、ITを支える技術に関する教育も進められていると聞く。

このような教育を当然のものとして受けたロースクール出身者が法曹界にあふれ出すとき、法曹界は確実に変わって行かざるを得なくなるものと思われる。

《現状》

しかし、日本の法曹界の現状は、ご承知の通りである。訴状も準備書面も紙ベース

であるし、書証類も勿論紙ベースである。一部の書面にファックス送受信が取り入れられたのはごく最近のことである。

また、鳴り物入りで紹介されたトリオフォンによる準備手続なども、音が悪くて聞き取りにくいとか、一方当事者だけは出頭しなければならないとか、テレビ電話でないので実施されている手続内容が分かりにくいとか、さまざまな障害によってあまり普及していない。5分の口頭弁論のために1時間以上もかけて裁判所まで出かける非効率性は相変わらずである。テレビ電話を使った遠隔地の証拠調べなどは、実用されているのかどうかも、あまり例を聞かない。

もちろん、事件によっては、裁判所から、表計算ソフトを使って作成した計算書などについて、フロッピーでの提出を求められたりすることがある。また、傍聴人のいるような大きな事件で、傍聴席用に書画カメラを使って書証などをディスプレイに映し出すようなサービスが、一部では取り入れられている。裁判員制度が始まれば、このようなプレゼンテーションは必須になるだろうが、現在は、まだ手探りの状況である。

つまり現状は、この程度でしかないということである。

しかし、これらも、一昔前と比べると格段の進歩であることを、若い会員はあまり知らないかも知れない。

例えば、私が弁護士登録した1980年代、我が事務所では、準備書面を手書きで清書していた。カーボン紙を紙の間に挟んで上から書いて複写としていたこともある。コピーも、青焼きという、特殊な透ける紙の原稿を印画紙と重ねて機械に入れると、原稿が印画紙に青く転写されるという機械を使っていた（液体を使うので乾かさなければならぬ）。他の事務所でも、せいぜい和文タイプを使うという程度で、OA化（これも死語か）とはほど遠かった。私の弁護士登録直後頃に出始めたワープロ（専用機）は、感熱紙やインクリボンを使う熱転写方式、少し高価なものでワイアドット方式のピーピーという騒音のするものであった。印刷品質は粗悪であったが、それでも最初は300万円以上（当時の価格で）もするレアものであった。しかしコンピュータで文書を自由に編集できる機能は、当時、驚きであり垂涎の対象であった。

これらのワープロは普及によって驚くほど安くなり一般化した。普及が先行した当時、最高裁判所が、ワープロについてお触れを出したことを忘れない。いわく、《裁判所への提出文書にワープロを使用してもかまわない》（と言う趣旨の文言）。そういう時代であった。そしてこのワープロ旋風は90年代に入ってパソコンの普及に取って代わられたのである。

《どうなるだろうか》

日本の裁判所は、現在、メールでの文書のやりとりは受け付けていない。準備書面

はともかく、ちょっとした連絡程度ならばメールでもと思うが、実現しない。理由は不明であるが、インターネットへの接続によって、PC内データの破壊や漏洩などのセキュリティ面を懸念しているものと思われる。そのために、前述のようにフロッピーなどの、ネットを使わないメディアに頼っているものと思われる。

しかし、フロッピーの容量はごく少量に限られているので（昔のように、テキストファイル中心なら問題ないが、絵や写真などの画像データ、音データなど、大きなサイズのファイルでは対応できない）、間もなくこのようなやりとりも出来なくなるだろう。

但し、IT先進国の現状に照らすと、間もなく、準備書面などの文書を電子データで提出すること自体は当たり前になるだろう。それもインターネットが使われるだろう。ファックスはそのままでは転用ができないが、電子データで提出されれば、受けた側の再利用が可能になる。相手方の準備書面などに反論する際、相手方の主張を簡単に引用することができるようになるし、判決文作成でも、事実整理などに威力を発揮するようになる。これらをいちいちフロッピーなどのリムーバブルメディアでやりとりすることは煩雑かつ面倒で非効率だから、ネットを使わないわけに行かなくなるだろう。

現在は、相手方の準備書面をスキャナーで読み取った上（画像ファイルになる）、これをOCRと呼ばれる文字等解析ソフトを使ってテキストファイルにしてきたが、最初から電子データならこんな迂遠な手間が要らなくなる。裁判官によっては、準備書面自体をフロッピーでほしがる方もいるが、そんなイレギュラーなことも要らなくなるだろう。

これらの前提として、電子認証技術が一般化する必要がある。電子認証という聞き慣れないが、電子版の一種の内容証明のような機能である。第三者に読めなくするための暗号化技術も導入されなければならない。

他方、証言調書なども、当然に電子化されるようになるだろう。これによって、調書内の証言等の分析・検索が容易になるし、これを踏まえた最終準備書面（証拠弁論）の作成がきわめて容易かつ正確になる。そのためには、音声認識ソフトが大活躍するようになり、調書の作成も格段のスピードアップが計られると思われる。

このような電子データ化は必須の流れであるが、同時に、これを実用に耐えるようにするための各種セキュリティ技術の導入が併行して進められることになる。

これらが採用されると、訴訟手続へのその他のIT技術の導入は一挙に進む。

証拠の場面では、パワーポイントなどを使った電子プレゼンテーションが当たり前になる。傍聴人向けの分かりやすい裁判、あるいは裁判員向けのデモとしても重要であるが、（現在、裁判所には、書画カメラとディスプレイを組み合わせたシステムが傍聴席用に一部導入されているが、本来的にはパソコンとの連携＝接続が予定されて

いる)、純粹に分かりやすさやアピールのために、裁判官向けにも、準備書面などにこれらの電子データが組み込まれるようになることも考えられる。

電子データでの提出となれば、電子データ自体の特性が生かせるので(図や写真などの入った現在の準備書面なども、所詮は紙ベースである)、プレゼンテーションソフトや、ワープロのマクロ機能を多用した文書などが使われるようになることは十分に考えられる。現在、準備書面などに図や写真、イラストなどを使用する例が増えつつあるが、これも更に進むだろう。

しかし、問題は、これらがすべての訴訟当事者に期待され、さらには義務化されるだろうことである。

ワープロでの提出でもかまわないなどと言っていた時代から、すべての文書はワープロすなわち電子データで提出することが義務づけられる時代へ。これが司法の新たな、そしてほとんど是非の議論のらち外で進行している流れであることは、あまり正面から取り上げられていないのである。

《デジタルデバイド》

最近ではデジタルデバイドなどという言葉すら聞かなくなった。数年前には、コンピュータを操れない人たちが疎外される(更に経済的に貧富の差が固定される)ことを心配した言葉として聞かれたが、今や、そのような心配も配慮も過去のものになっている。心配が要らなくなったのではなく、心配への配慮が後退し、むしろ心配してあげないことになりつつあるようにも見える。

つまり、配慮も遠慮もなく、IT化は確実に進行を続け、他方で改革の犠牲者として取り残される人々が確実に生まれようとしているのである。

デジタルデバイドは、弁護士の世界ではどうなっているのか。

ロースクールでのIT教育の一端を紹介したが、このような教育は弁護士については全く行われていない。ITの分野は、《好きな人が趣味的にやっている》程度の理解である。だから、自分は別に必要性を感じない、やらない、で済んでしまう。

しかし、このような状況がいつ変わるか、先のことは分からない。ロースクール出身法曹が当たり前になると、状況が一変する可能性もある。現状は、裁判所が導入(移行)宣言などをしていないので、個々の弁護士が勝手に行っているだけという状況であるが、あたかも訴訟法の改正のように、裁判所規則などで一気に変わることも考えられる。潜行していたIT改革が、一気に表に飛び出す瞬間が近づいている気がするのである。

しかも悪いことに、ITは、自分だけが使っているという状況よりも、他の人にも使わせることで便利さが格段に増すという性格を持っている。当事者に使わせることで、裁判所が楽になるという構図である。

だから、現在は「出来れば便利」程度だが、今後、「便利だからこの方式にする」となる可能性が大であり、そうなれば、出来ない人は不便どころか閉め出されてしまうのである。

今は、徐々に、少しずつ、じわじわと進行しているが、気づいたときには、すでに遠くにまで行ってしまっているのではないか。追いつけない人は、取り残されるのではないか。これが、議論の対象にすらならないまま進行する司法改革の怖さである。

《弁護士会活動でのデジタルデバインド》

弁護士会の中での活動では、すでに基本的なIT技術が導入されている。

メーリングリストは、日弁連でも関弁連でも千葉県弁護士会でも、委員会で使われている。メーリングリストを無料で簡単に作れるようなサービスを提供しているインターネットサイトはいくつもある。

日弁連や関弁連はもとより、千葉県弁護士会内部でも、各弁護士の職場は離れているので日常的な意思疎通には困難が伴っていたが、メーリングリストによって、場所に関係なく、瞬時に、しかも委員メンバーなど多数者に（全員に）、メールを送ることが可能となり、月に一度という程度だった委員会が日常的に開催されているような状況を擬似的に作れるようになった。メールには、起案した文書案なども添付できるし、写真や表、データベースデータ、その他の資料もほとんど自由に添付できるようになり、きわめて便利である。

これらのメーリングリストサービスでは、過去に投稿されたメールを、さかのぼって見ることのできる機能もついているし、別にデータなどのファイルを入れておく倉庫のようなものも提供されており、情報を共有するためにきわめて便利である。

今や、これらを導入している委員会では、必須の道具となっており、これらを使用できない人は、活動についていくことに困難を感じざるを得ない状態である（使えない人のために、別途ファックスを使ったりすることもあるが、双方向にならないなど、どうしても限界がある）。

デジタルデバインドは、弁護士会活動においては、すでにこれが相当程度深刻になっているのである。

委員会活動だから、まだ、飯の種の問題ではないとして、あまり深刻に受け止められていないが、これが訴訟手続に導入されたとしたら、どうだろうか。

電子データでしか訴状も準備書面も提出できなくなったり、書証の電子データ化やデジタル署名などが現実化したときには、もはや待ったなしとなる。

これまではワープロ（文書の清書）は事務員さんに任せていたとしても、互いに相手方の文書の電子データを使って反論し合ったりする時代が来れば、相手方は当方の文書を有効活用できてもこちらは相手方の文書を全く有効利用できないという不平等

条約のようなことが現実化してしまう。

自分でワープロ = パソコンを使える人は相手方の文書を取り込んで加工し、反論文書に仕上げることが出来るが、手書きで原稿を書く人は、折角の相手方の電子データを横に置いたまま、全部改めて手で書くことになる。

表計算ソフトが使えるれば、相手方から来た表計算ソフトデータの計算手法の誤りを電子データ自体から突き止めることができるが、使えないと、反論の手がかりすら掴めないかもしれない。裁判官や裁判員を説得するためのプレゼンにも大きな差が出てくるだろう。また事件やデータの分析能力にも影響が出てくるかもしれない。

密かに進行する司法改革。

気がいたら・・・という状況は、もうすぐそこにあるような気がする。

終